

♡東松島市結婚祝金の支給のお知らせ♡

本市では、お二人の新たな門出を祝福し、夫婦1組につき2万円の結婚祝金を支給します。

○支給要件

以下の条件全てを満たす方

- (1) 令和3年4月1日以降に婚姻した夫婦であること。
- (2) 婚姻日において、夫婦のいずれか一方の年齢が39歳以下であること。
- (3) 原則として、祝金支給申請時において、婚姻日以降の本市での住民登録期間が夫婦ともに、継続して3か月以上経過していること。
- (4) 夫婦のいずれもが暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 過去に、当該夫婦として東松島市結婚祝金の支給を受けていないこと。
- (6) 夫婦のいずれも市税等に滞納がないこと。

○申請期限

婚姻日以降の本市での住民登録期間が夫婦ともに3か月以上経過後、婚姻日から1年以内に申請してください。

(例:婚姻日が令和5年4月1日の場合、令和5年7月1日以降に申請が可能です。)

○申請に必要な書類

- ・本市に婚姻届を提出した方には、婚姻届受理時に、申請に必要な書類(返信用封筒)等を配布しています。
- ・申請書は市ホームページからもダウンロードできます。
- ・市民協働課、市民生活課、鳴瀬総合支所で申請に必要な書類等を配布しています。
- ・本市以外で婚姻届を提出した方で本籍地が本市以外の方は、婚姻届受理証明または戸籍謄本を添付してください。

○申請受付

- ・市民協働課、市民生活課、鳴瀬総合支所にて申請書を受け付けています。
- ・郵送の方は返信用封筒を使用してください。

○支給時期

- ・上記の支給条件を確認後に支給します。

【問い合わせ・送付先】

東松島市 総務部 市民協働課 まちづくり推進係(大溜分庁舎)

〒981-0503 東松島市矢本字大溜 16 番地 1

電 話 0225-82-1111(内線 3803・3808) FAX 0225-82-1391